

大村市立放虎原小学校いじめ防止対策基本方針

【目的】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめ防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義)第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

学校教育目標

「自ら行い 共に育ち 生きること喜びをもつ 放小っ子の育成」

～やさしさいっぱい かしこさいっぱい たくましさいっぱい～

教職員の連携

- 「いじめ対策委員会」の設置
- 「子どもを見つめて」
※月1回の情報交換
※第1回目に昨年度の実態を全職員で共通理解する。
- いじめ発生時における管理職への報告・連絡・相談の迅速化

教職員の対応

- 学級経営案
(年間の取組及び評価)
- 目標管理シート
(目標と方策及び評価)
- 教職員の体罰根絶
(暴力、暴言を肯定しない)
(自尊感情を高める指導)

校内研修

- 「いじめ対策ハンドブック」の活用
- 「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」の活用
- 「いじめ問題への取組について」
※チェックポイントの確認
※スクールカウンセラー等による講演

基本方針「いじめは、人として絶対に許せない卑劣な行為である。」

- ※学級開きできちんと担任が児童に伝える。
- いじめの早期発見及び対応
- いじめの防止
- いじめを受けた児童の生命・心身の保護

早期発見

- 児童の観察
※「チェックポイント」の活用
- あいさつを含む声かけ
- 個人面談・教育相談の実施
- 定期的ないじめアンケート実施
(教育週間・月1回の生活アンケート)
- 学級内人間関係アンケート実施
- ※いじめを訴えやすい学級の雰囲気作り

早期対応

- ①いじめを受けた児童の安全確保
(生命・心身等)
- ②実情把握
- ③いじめた児童の指導
- ④家庭との連絡相談
- ⑤事後の組織的な見守り

家庭との連携

- 「大切な子どもたちをいじめから守るために」
(チェックリストの確認)
- 家庭からの担任へ相談しやすい雰囲気作り
- いじめ防止基本方針の説明
(保護者(第9条)の確認)
- 24時間いじめ相談ホットライン0570-078310
- 親子ホットライン0120-72-5311
- ヤングテレホン 0120-786-714

地域との連携

- 学校評議員会・学校支援会議との連携
- 登下校中での児童の見守り
(地域住民・スクールガードリーダー等)
- 学童保育との情報交換
- ラジオ体操等での地域間のふれあい(夏休み)

関係機関との連携(調査・報告)

- ※1市教委 ※2警察
- 長崎こども・女性・障害者支援センター
- 医療機関
- 法務局等
- ※1大村市いじめ問題等対策連絡協議会及び委員会
※2犯罪行為や生命、身体、財産に重大な被害

校内環境の整備

- 相談箱の設置(各児童玄関)
- 図書室内の設置
- 開かれた教育環境
(廊下側の窓は開け、児童の様子を把握)
- 各学年掲示黒板の利用
(心が温まる詩等)

教室環境の整備

- 放虎原小学校の子ども
(めざす児童像)の掲示
- 学級目標の掲示
- 「いま、どんなきもち」の掲示
(大阪府人権教育研究協議会)

授業等での対応

- 道徳教育の充実
(主として他の人との関わり)
- 特別活動の充実
(自ら、よりよい人間関係を築こうとする)
※いじめ問題等の未然防止

教科指導等外での対応

- 学級の仲間意識を高める歌を歌う。
(朝の会)
- 友達の良さを紹介し合う場の設定
(掃りの会)
- 全員遊び
(ルールの尊重等)

外部人材との連携

- スクールカウンセラー(SC)
※週1回3時間対応)
- 心の教室相談員
- スクールソーシャルワーカー(SSW)
※必要に応じて派遣要請

児童会・学校行事等での対応

- 人権集会等
(全校で差別を無くす心情を育てる)
- 「放小っ子の心を見つめる教育週間」による道徳授業の実践
- 人権標語の作成
- メディア安全指導員等の講演